

2025
7

町からのお知らせ

〈野木町役場〉0280(57)4111代表 〈野木町公式ホームページ〉<https://www.town.nogi.lg.jp/>

※町の事業の申込受付は、特に指定のない限り土日祝日、年末年始を除く8時30分～17時15分
※二次元バーコードの表示がある記事については、読込の上、詳細をご確認ください。

今月の納期 【固定資産税】第2期 【介護保険料】第1期
【国民健康保険税】第1期 【後期高齢者医療保険料】第1期

結婚新生活支援事業補助金 のお知らせ



結婚されたお二人の新しい生活を応援するため、新居の購入費用やリフォーム費用、家賃や引っ越し費用の一部を助成します。

☑以下の要件をすべて満たす方

- ①令和7年1月1日～令和8年3月10日までの間に婚姻届が受理された新婚世帯の方
 - ②夫婦の令和6年分の所得合計が500万円未満であること
 - ③申請時に夫婦双方または一方の住民票の住所が野木町の住宅の住所になっていること
 - ④婚姻時に夫婦のいずれもが39歳以下であること
 - ⑤過去に本補助金(他の自治体での受給を含む)を受けていないこと
 - ⑥他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
 - ⑦町税(転入から1年以内の場合は前住所地における市区町村民税)の滞納がないこと
 - ⑧暴力団関係者でないこと
- ☑令和8年3月10日(火)までに問合せ先

【対象となる費用】

住居費:住宅購入費、住宅リフォーム費、賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料
引越費用:引っ越し業者や運送業者に支払った費用
※令和7年4月1日から令和8年3月10日までの支払いが済んでいるものの合算額(領収書等にて確認)

【補助金額】

夫婦とも29歳以下の世帯 上限60万円
夫婦とも39歳以下の世帯 上限30万円
※予算に限りがありますので、申請をお考えの方は事前にご連絡をお願いします。

問政策課 ☎(57)4178

不動産無料相談会のお知らせ (偶数月第2火曜日開催)

☑8月12日(火)9時～12時の計4回(各40分)

☑役場本館2階大会議室

☑町内在住者または町内の不動産所有者

☑先着4組(各回1組)※事前予約制

【相談員】宅地建物取引業協会県南支部理事
問政策課 ☎(57)4178

第5回タウンミーティング 開催のお知らせ



町民の皆さまとテーマに沿った課題等について意見交換を行う「タウンミーティング」を開催します。

☑8月2日(土)10時～11時30分

☑日東工業エニスホール 小ホール

☑町内在住者

【テーマ】「町の少子高齢化対策等について」

☑テーマに沿った意見交換、自由討論 申込フォーム

☑7月28日(月)まで ※事前申込み制

※窓口にて持参、メール、FAX、電話、
右記申し込みフォームにて申込み



※申込書は町HPからダウンロードまたは政策課にあります。
※事前の質問等の受付はありません。

【その他】

当日使用する資料は7月下旬に町HPに掲載および町総合案内窓口にて配布予定です。

問政策課 ☎(57)4216

戸籍にフリガナが記載されます



改正戸籍法施行により令和8年5月以降、戸籍に氏名のフリガナが記載されます。令和7年5月26日(月)以降、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定のフリガナの通知が届きます。

※本籍が野木町の方は、令和7年7月末頃に順次通知を発送予定です。

【通知されたフリガナが正しい場合】●届出不要

【通知されたフリガナが間違っている場合】

●住民課窓口またはマイナポータルで届出

【詐欺に注意してください！】

フリガナの届出にあたって手数料を要求するなどの詐欺が増えています。

フリガナの届出に手数料は一切かかりません。また、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありませんので、詐欺にご注意ください。

※戸籍の振り仮名制度について、詳しくは法務省HPまたはコールセンターにてご案内しています。

問住民課 ☎(57)4126

法務省コールセンター ☎0570(05)0310

8時30分～17時15分 ※休日・年末年始を除く